

議案第122号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

1 権利の内容

第三者行為によって生じた保険給付等に係る損害賠償金のうち、未納となっている金銭債権

2 権利を放棄する金額

3,228,934円

3 放棄する権利の相手方

岩手県●●●●

●●●● 外3人

別紙のとおり

4 権利を放棄する理由

債務者の換価する財産が無く、回収不能であること等に加え、債権の消滅時効の期間が経過しているため。

5 権利を放棄する時期

本議案の議決の日

平成31年2月28日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

第三者行為に係る保険給付等について回収見込がないことから、金銭債権の権利を放棄しようとするものである。

別紙

	相手方	金額
1	岩手県●●●● ●●●●	561,000円
2	岩手県●●●● ●●●●	877,620円
3	群馬県●●●● ●●●●	74,914円
4	住所不定 ●●●●	1,715,400円
	合計	3,228,934円